

岡山市障害者活躍推進計画

R2.3.30作成
R2.4.1施行

| | |
|------|-------------------------|
| 機関名 | 岡山市教育委員会事務局 |
| 任命権者 | 岡山市教育委員会 |
| 計画期間 | 令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間） |

令和元年に障害者の雇用の促進等に関する法律が改正され、国及び地方公共団体において、厚生労働大臣が作成する指針に即して「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画」を作成することとされました。

岡山市では、これまで障害のある方を対象とした採用試験の実施や、働きやすい職場環境の整備など、障害者の雇用や活躍の推進に取り組んできたところです。

今後、障害者一人ひとりが、その障害特性や個性に応じて能力を有効に発揮できる職場づくりをさらに進め、障害者の雇用を促進していく必要があります。このため、「岡山市障害者活躍推進計画」を策定しました。

目標

| | |
|--------------|--|
| 採用に関する目標 | 【実雇用率】 当該年6月1日時点の法定雇用率以上（各年6月1日時点） 参考：直近の実雇用率及び法定雇用率（令和元年6月1日時点） 岡山市（市長事務局・水道局含む） 2.68% 法定雇用率 2.50% |
| | 評価方法 毎年の任免状況通報によって把握・進捗管理 |
| 定着に関する目標 | 【職場への定着】 任期中の不本意な離職者を極力生じさせない |
| | 評価方法 毎年度定着状況を把握・進捗管理 |
| キャリア形成に関する目標 | 【障害者が担当する職務の拡大】 障害者である職員の職務の拡大を目指す（令和2年4月1日現在を基準とする） |
| | 評価方法 毎年4月1日時点の障害者である職員の配置先を把握・確認し、進捗管理 |

取組内容

1 障害者である職員の活躍を推進する体制整備

| | |
|-----|--|
| 組織面 | 障害者雇用推進者として岡山市教育委員会事務局教育総務部教育企画総務課長を選任する（令和元年11月26日に選任済） |
| | 令和2年6月までに、人的サポート体制（障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員、支援担当者等）を整備するとともに、障害福祉担当部署や関係機関（岡山労働局、岡山公共職業安定所）と連携体制を構築する |
| | 障害者である職員やサポートする職員等に対して相談窓口を設定し、庁内LAN等で周知する |
| 人材面 | 障害者職業生活相談員に選任されたもの（選任予定の者を含む）について、岡山労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる |
| | 障害者が配属されている所属の職員を中心に、年に1回以上、岡山労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講案内を行い、積極的な参加を募る |

2 障害者である職員の活躍の基本となる職務の選定・創出

| | |
|-------|---|
| 選定・創出 | 障害者である職員の能力や希望を踏まえ、職務の選定及び創出について検討を行う |
| | 定期的な面談やアンケート等を行い、障害者である職員に割り振られた業務が適切かどうか、必要に応じて検討を行う |

3 障害者である職員の活躍を推進するための環境整備・人事管理

| | |
|-------|--|
| 職務環境 | 基礎的環境整備として、学校その他の教育機関の施設の新築・改築等を行う場合は、多目的トイレ等の設置について検討する |
| | 障害者である職員の要望を踏まえ、就労支援用具の購入等を検討する |
| | 障害者である職員については定期的な面談やアンケートにより必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる |
| | 障害者である職員との話し合いのもと、その意向を十分に尊重したうえで、過重な負担にならない範囲で合理的配慮に係る措置を講ずる |
| 募集・採用 | 募集・採用にあたっては、以下の取り扱いを行わない ①特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する ②自力で通勤できることといった条件を設定する ③介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する ④「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する ⑤特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する |
| | 採用選考にあたり、点字、パソコン、筆談を活用するなど障害特性に配慮した試験を実施する |
| | 軽易な業務に従事する職員の募集・採用については、障害特性に配慮した職務の選定や選考方法を工夫しながら引き続き実施していく |
| | 特別支援学校等から職場実習の受け入れの要請があった場合には、対応に努める |
| 働き方 | 障害者を対象とした選考において非常勤職員を採用する場合は、週の所定勤務時間の選択制について検討する |

4 その他

| | |
|--------|--|
| 優先調達推進 | 障害者優先調達の取組の推進、障害者が製作した商品の販売事業の拡大、障害者就労施設等が製作する商品の改良・開発、販売機会や販路の拡大への支援等を図る |
| | 障害者就労施設等が供給する物品および役務の需要の増進等を図り、毎年度「岡山市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」に定めた調達目標の達成を目指す |